

愛南町下水道事業経営戦略

令和 7 年 3 月

愛南町

目 次

1. 事業概要	1
(1) 事業の現況	1
(2) 民間活力の活用等	2
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	2
2. 将来の事業環境	7
(1) 処理区域内人口の予測	7
(2) 有収水量の予測	8
(3) 使用料収入の見通し	8
(4) 施設の見通し	9
(5) 組織の見通し	9
3. 経営の基本方針	9
(1) 経営方針.....	9
4. 投資・財政計画（収支計画）	10
(1) 投資・財政計画（収支計画）	10
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	10
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	12
5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	13
6. その他	13
7. 経営戦略ひな形様式	14

愛南町下水道事業経営戦略

団体名	愛南町
事業名	下水道事業
策定日	令和7年3月
計画期間	令和7年度～令和16年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	【農業集落排水】 広見クリーンセンター 平成13年度(23年) 御在所クリーンセンター 平成7年度(29年) 和口クリーンセンター 平成16年度(20年) 【漁業集落排水】 平簗クリーンセンター 平成11年度(25年) 家串クリーンセンター 平成14年度(22年) 油袋クリーンセンター 平成14年度(22年) 網代クリーンセンター 平成17年度(19年) 【個別排水処理】 平成16年度(20年) 【特定地域生活排水処理】 平成22年度(14年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法適用 (一部)
処理区域内 人口密度	0.24人/ha (令和5年度決算統計から)		
農業集落排水 漁業集落排水 個別排水処理 特定地域生活排水処理 合算	1,567人、74ha (21.18人/ha) 657人、30ha (21.90人/ha) 14人、4ha (3.50人/ha) 3,488人、23,894ha (0.15人/ha) 5,726人、23,894ha (0.24人/ha)	流域下水道等 への接続の有 無	無
	※特定地域生活排水処理区域の面積は町全域としている。		
処理区数	【農業集落排水】 3区(広見処理区・御在所処理区・和口処理区) 【漁業集落排水】 4区(平簗処理区・家串処理区・油袋処理区・魚神山、網代処理区) 【個別排水処理】 1区(和口処理区) 【特定地域生活排水処理】 処理区なし		
処理場数	【農業集落排水】 3箇所(広見クリーンセンター・御在所クリーンセンター・和口クリーンセンター) 【漁業集落排水】 4箇所(平簗クリーンセンター・家串クリーンセンター・油袋クリーンセンター・網代クリーンセンター) 【個別排水処理】 8箇所 【特定地域生活排水処理】 1,114箇所(基)		
広域化・共同化・最適 化実施状況	污水処理事業における経営基盤の強化や経営効率化の推進を図るため、污水処理事業の広域連携及び施設の共同化等について検討する愛媛県污水処理事業広域化・共同化検討会が設置され、県及び県下の市町とともに、検討を進めています。		

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	<p>【小規模下水（農業集落、漁業集落、個別排水）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚水量に応じて料金を負担する従量制を採用しています。 ・使用料(1か月につき) ・基本料金 1,430 円(10 m³まで) + (96 円×超過水量) ・汚水量上限(50 m³まで) ・使用料は上記額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とします。なお、10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。 <p>【特定地域生活排水処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽の規模に応じて使用料を負担する人槽制を採用しています。 ・使用料(1か月につき) ・5 人槽 3,340 円、7 人槽 3,810 円、10 人槽 4,290 円、11 人槽以上(人槽に応じて町長が定める額) ・使用料は上記額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とします。なお、10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。 			
業務用使用料体系の概要・考え方	<p>【小規模下水（農業集落、漁業集落、個別排水）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚水量に応じて料金を負担する従量制を採用しています。 ・使用料(1か月につき) ・基本料金 1,430 円(10 m³まで) + (96 円×超過水量) ・汚水量の上限について設定がありません。 ・使用料は上記額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とします。なお、10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。 			
その他の使用料体系の概要・考え方	該当なし			
条例上の使用料*1 (20 m ³ あたり) 税込み	年度	小規模下水	特定地域生活排水	下水合算
	令和 3 年度	2,620 円	3,670 円	—
	令和 4 年度	2,620 円	3,670 円	—
実質的な使用料*2 (20 m ³ あたり) 税込み	令和 3 年度	2,824 円	3,528 円	3,254 円
	令和 4 年度	2,840 円	3,656 円	3,346 円
	令和 5 年度	2,617 円	3,390 円	3,088 円

*1 条例上の使用料とは、一般家庭における 20 m³あたりの使用料をいう。

*2 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20 m³を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③組織

職員数	当該事業に従事する職員は 2 名です。		
事業運営組織	令和 6 年 4 月 1 日現在 【環境衛生課】 損益勘定支弁職員（2 名）		
	環境衛生課	—	
		環境衛生係	

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設維持管理業務について、民間業者に委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	平成 22 年度より、PFI 方式により町営浄化槽整備推進事業を運営しています。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)	該当なし

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）は次のとおりです。

経営比較分析表（令和4年度決算）

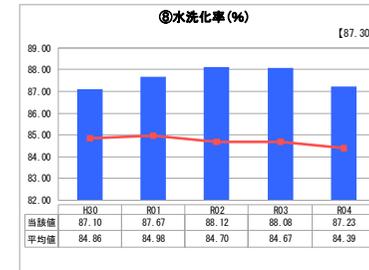
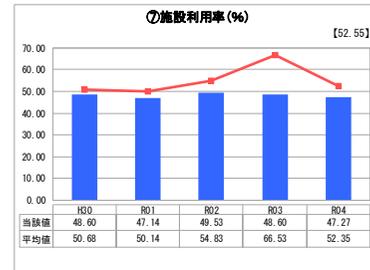
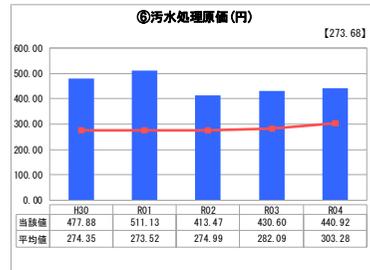
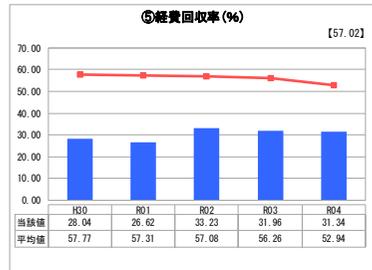
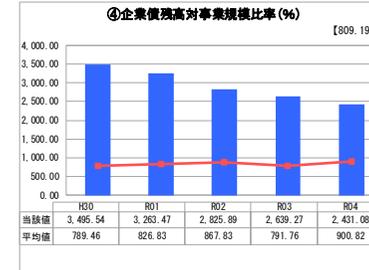
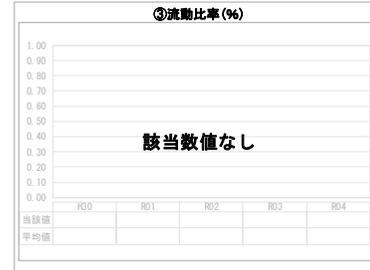
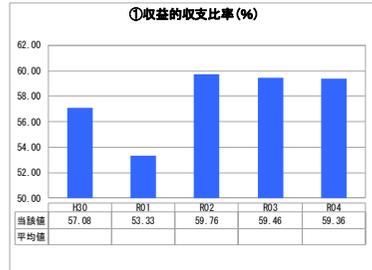
愛媛県 愛南町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり固定料金(円)
-	該当数値なし	8.23	95.13	2,620

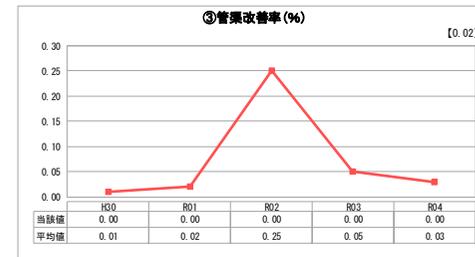
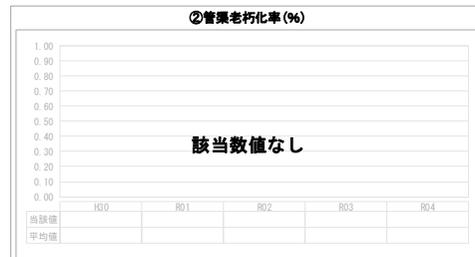
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
19,575	238.94	81.92
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
1,590	0.74	2,148.65

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

・収益的収支比率については、平成30年度以降の工事費の増加に伴い繰入金が増加したため、50%を超えている。

・経費回収率については、汚水処理原価の影響を受け、類似団体平均52.94%に対し、30%前後と低く推移しており、収益については使用料以外の収入に大きく依存しているため、経営の効率性を低下させる要因となっている。

・汚水処理原価については、長期的には若干の改善傾向にあるものの、類似団体と比較すると非常に高く推移している。経営規模に対し、地方債償還金の規模が大きく、利払いを含めた負担が収益を圧迫させていると考えられる。令和7年度以降、地方債償還金の減少に伴い、汚水処理原価についても減少していくものと思われる。

・施設利用率については近年ほぼ横ばいであるが、類似団体よりも下回っている。施設の稼働状況等を再度把握し、改善が見られなければ、さらなる効率化を検討する必要がある。

・水洗化率については、近年は横ばい傾向にあるものの、類似団体と比較しても高い数値を維持している。今後の使用料収入の増加を図るため、さらなる水洗化率の上昇を目指す。

2. 老朽化の状況について

本町の農業集落排水施設は、供用開始から25年以上経過している施設もあり、特に機械・電気設備については老朽化による機能低下等、施設の運営管理に懸念があった。このためライフサイクルコストの低減や今後の維持管理にかかる経費の平準化を目的として、平成25～26年度に施設の機能診断及び最適整備構想の策定に取り組み、この結果で早急な改善を要すと判断した施設等について、平成29年度から令和元年度にかけて改修工事を実施し、現在のところ順調に稼働している。

今後とも計画的な維持管理に努め、施設の低コスト化及び長寿命化を図りたい。

全体総括

1. 経営の健全性・効率性について分析した結果、特に改善が必要だと考えられるのは、収益的収支比率、経費回収率及び汚水処理原価である。この結果により、収益が使用料以外の収入に依存していることが顕著にあらわれているが、今後は地方債償還金の減少も見込まれ、徐々に改善される見通しである。また、更なる健全化を目指すため、使用料の見直しや水洗化の普及促進等を実施することで、利用率を高める等、使用料収入を確保し、経営改善に努める必要がある。

2. 老朽化の状況については、既に策定した最適整備構想に基づき、老朽化した施設の改修・更新等、機能強化を実施することで、安定した水質の確保と施設の低コスト化及び長寿命化を図り、施設への投資額の削減に努める。

経営比較分析表（令和4年度決算）

愛媛県 愛南町

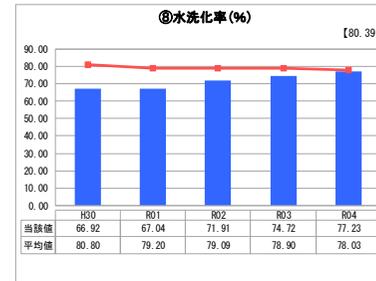
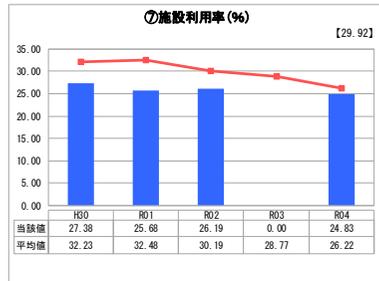
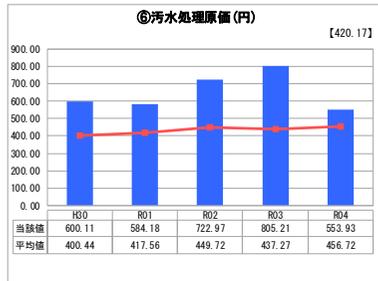
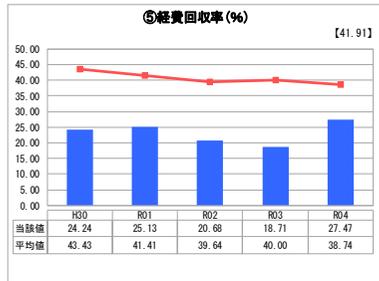
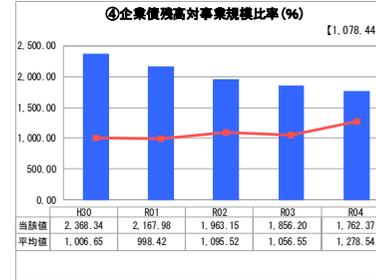
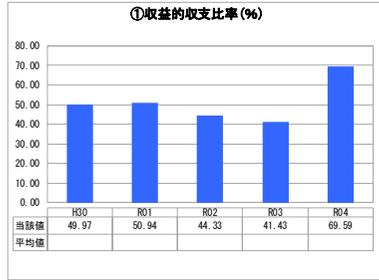
業務名	業種名	事業名	類似団区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	漁業集落排水	H2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり定額料金(円)
-	該当数値なし	3.48	82.53	2,620

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
19,575	238.94	81.92
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
672	0.30	2,240.00

グラフ凡例

- 当該団体の値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

・収益的収支比率については、直前の2年間は施設の維持修繕にかかる工事費の増加に伴い、50%を割っている。令和4年度は、大きな維持修繕工事がなかったため、69.59%となった。今後は施設の機能保全工事を予定しており、地方債償還金の増加など、この先数年は数値が低下するものと見込まれる。

・経費回収率については、近年下落が続き、令和3年度は18.71%まで低下したが、令和4年度は大きな維持修繕工事がなかったため、27.47%となった。類似団体平均との比較においては、11.27pt下回っている。収益については、使用料以外の収入に大きく依存している影響が考えられ、経営の効率性を低下させる要因となっている。

・汚水処理原価についても令和4年度は大きな維持修繕工事がなかったため、減少となったが、類似団体と比較しても高い数値で推移していることから、今後も維持管理費の削減や接続率の向上等の経営改善が必要である。

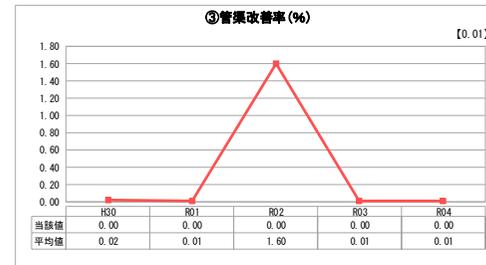
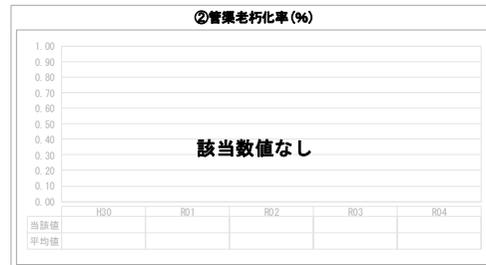
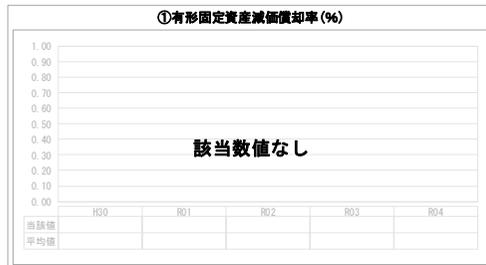
・施設利用率については、近年ほぼ横ばいであるが、類似団体平均と比較すると下回っているため、適切な施設規模となっているか検討する必要がある。

・水洗化率についても、近年は若干の改善傾向にあるが、類似団体平均との比較では下回っている。今後は未接続者への水洗化普及促進に努める必要がある。

2. 老朽化の状況について

本町の漁業集落排水施設は、供用開始から20年以上経過している施設もあり、経年による老朽化が懸念されている。また、施設自体が海岸沿いにある点も、施設の劣化を早める要因にもなっている。近年ではポンプ施設等、機械施設の故障が頻繁に発生しており、これらの修繕費の増加が経営の効率性を低下させている要因である。このため、機能保全計画に基づく施設改修工事を令和4年度から実施し、施設の長寿命化やライフサイクルコストの縮減を図り、計画的な維持管理・更新を行う予定である。

2. 老朽化の状況



全体総括

1. 経営の健全性・効率性について分析した結果、本町において、特に改善が必要だと考えられるのは、収益的収支比率、経費回収率及び汚水処理原価である。収益が使用料以外の収入に頼られている傾向が顕著にあらわれていることから、適切な使用料への見直しや、水洗化の普及促進により利用効率を高め、有収水量の増加により使用料収入を確保し、経営改善に努めることが必要である。

2. 老朽化の状況については、近年、経年による施設の故障等が多くみられ、修繕費による経営負担も増加していることから、新たに策定した機能保全計画に基づき、老朽化した施設の改修・更新等を計画的に実施することで、必要経費の削減に努める。

経営比較分析表（令和4年度決算）

愛媛県 愛南町

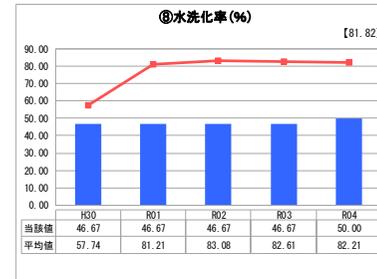
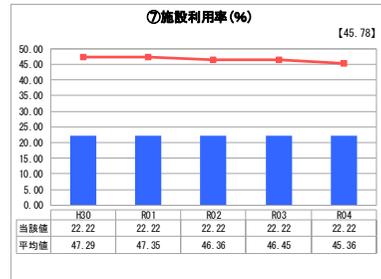
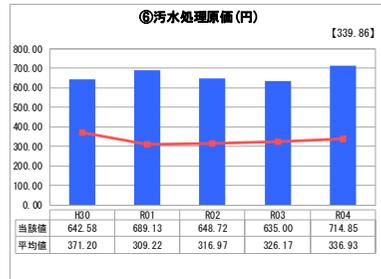
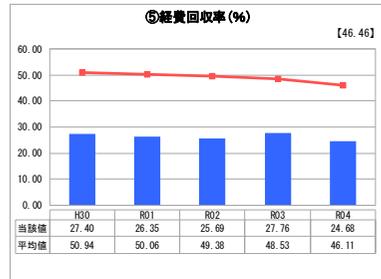
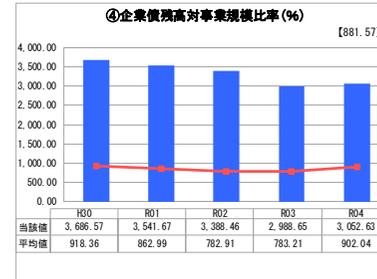
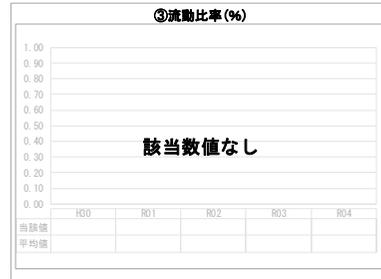
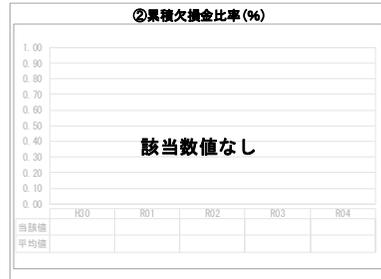
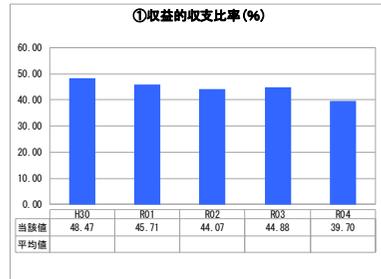
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	個別排水処理	L2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり敷金(円)
-	該当数値なし	0.07	100.00	2,620

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
19,575	238.94	81.92
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
14	0.04	350.00

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

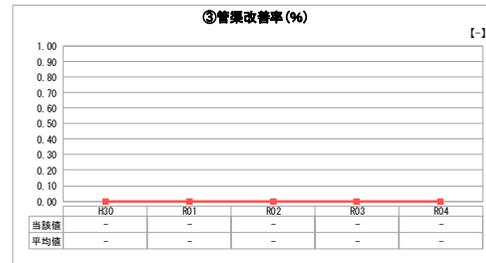
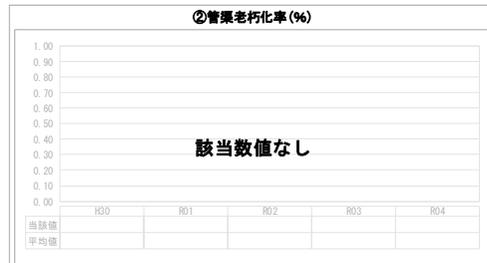
1. 経営の健全性・効率性について

・本事業は、処理区域件数6戸、処理区域人口14人と小規模なものである。
 ・収益的収支比率については、令和3年度までは45%前後で推移していたが、令和4年度は39.7%となった。要因としては、有収水量の減少及び諸経費の増加によるものと考えられる。
 ・経費回収率については、類似団体平均46.11%に対し24.68%と低く、収益を使用料以外の収入に大きく依存している状態にあるため、経営の効率性を低下させている。
 ・汚水処理原価については、小規模なこともあって類似団体と比較すると非常に高い数値を示しており、今後の維持管理費削減や接続率向上等の対策が必要である。
 ・施設利用率については、平成28年度以降は22.22%と類似団体平均より低くなっている。
 ・水洗化率については、令和4年度において、処理区域内人口の減少に伴い、50.00%となった。対象戸数が少ないことや世帯異動のない地域であることが要因であると考えられるが、類似団体平均と比較しても低く推移していることから、今後の水洗化普及促進の強化が必要である。

2. 老朽化の状況について

本町の個別排水処理施設は、供用開始から19年が経過し、近年は浄化槽送風機等、機械類の修繕が増加傾向にある。今後も機械類を含め全体の修繕が発生することが予想され、これらの費用確保が懸念される。(浄化槽の耐用年数については、国土交通省・農林水産省・環境省が策定したマニュアルより、機械類：7～15年とされている。)

2. 老朽化の状況



全体総括

1. 経営の健全化・効率性について分析した結果、本町においては、収益的収支比率及び経費回収率に表れているように、収益が使用料以外の収入に依存している。そのため、適切な使用料への見直しや、水洗化の普及促進により利用率を高め、有収水量の増加による使用料収入の確保を図ることが必要である。また、本事業は、経営が非常に小規模であり、処理区域内人口及び件数も少ないことから、水洗化率向上を目指し、施設の普及促進を行うなどして経営改善を図る。整備した施設が現状では適切な水準の料金収入に結びついていないため、運営体制や今後の投資のあり方を見直す必要がある。
 2. 老朽化の状況について、近年は機械類の修繕が増加傾向にあり、収益を圧迫していることから、計画的な施設の更新を実施することで、単年度費用を減らし、経営改善を図る。

経営比較分析表（令和4年度決算）

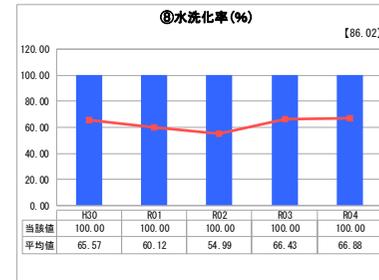
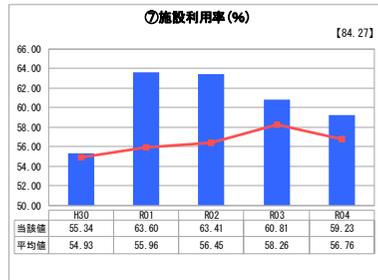
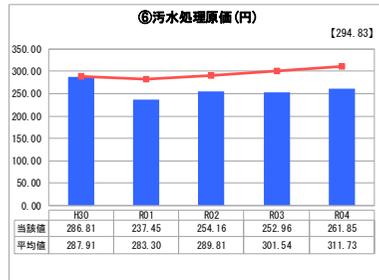
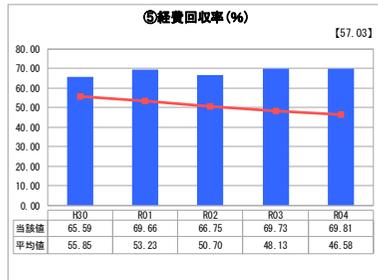
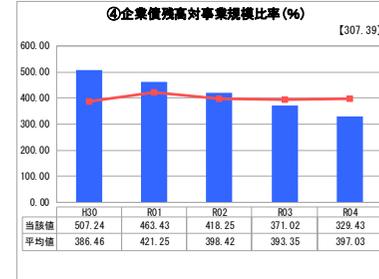
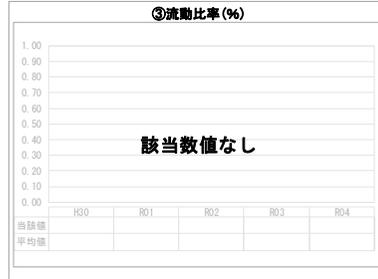
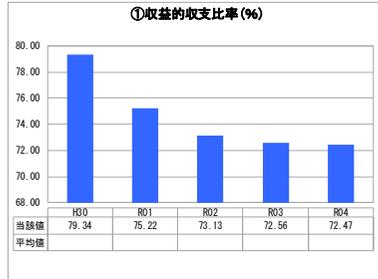
愛媛県 愛南町

業務名	業種名	事業名	類似団区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ あたり家賃料金(円)
-	該当数値なし	17.40	100.00	3,670

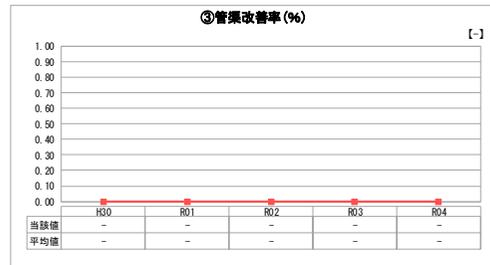
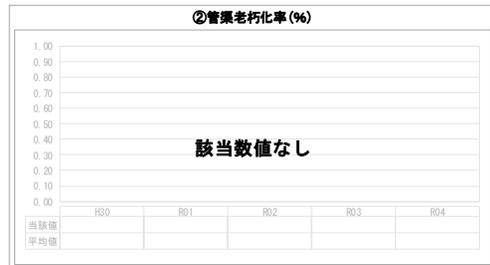
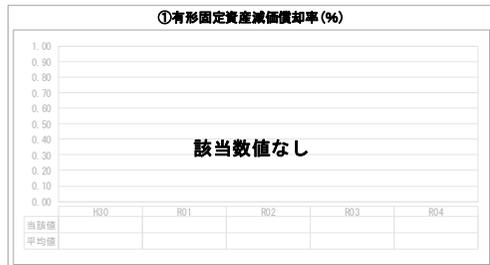
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
19,575	238.94	81.92
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
3,364	238.99	14.08

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【】	令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

本事業は平成22年度より開始した県下初のPF1方式による町営浄化槽整備推進事業であり、平成22年度から令和元年度までの事業期間終了後、令和2年度からは、令和11年度までの第2期事業を行っている。

【収益的収支比率】
収益的収支比率は、年々減少傾向にあり、令和4年度においても前年度比で0.9ポイント低下している。これは地方債償還金の増加が影響している。今後、地方債償還金は、令和5年度をピークに減少傾向で推移することが見込まれるため、収益的収支比率は、少しずつ改善していくものと考えられる。

【企業債残高対事業規模比率】
企業債残高対事業規模比率については、類似団体と比較すると高い水準で推移していたが、令和3年度以降は、低い水準で推移している。近年は新規整備基数が伸び悩んでいるため企業債の新規借入は減少傾向にあり、今後もう少し減少していくものと考えられる。

【経費回収率】
令和4年度においては、前年度比で0.08ポイント増加しており、類似団体と比較すると高い数値を維持している。人槽ごとの汚水処理に係る費用と使用料は一定であるため、今後も横ばい状態が続くと考えられる。

【汚水処理原価】
令和4年度は、前年度に続き類似団体の平均値を下回ったが、今後も新規整備基数の増加により、汚水処理費及び有収水量は、増加することが想定され、概ね横ばい状態での推移するものと考えられる。

【施設利用率】
近年は、類似団体平均値よりも高い水準で推移していたが、今後、少子高齢化等の影響により処理水量の低下が見込まれることから、施設利用率も低下するものと考えられる。

【水洗化率】
今後も、将来の少子高齢化による人口減少を見据えながら現在の状況を持していく。

2. 老朽化の状況について

令和4年度は本事業開始から13年目となっており、年々プロワ及び本体の部品等の経年劣化が顕著な傾向にある。この劣化は、今後も増加すると見込まれる。浄化槽の躯体についても故障等による更新が必要と見込まれるため、将来を見据えた施設の長寿命化やライフサイクルコストの削減を図る計画的な維持管理、単年度の費用負担の増加を防ぐための施設更新の平準化等の実施を検討する必要がある(浄化槽の耐用年数については、平成26年1月国土交通省・農林省・水産省・環境省が策定している「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県連携策定マニュアル」通称3省マニュアル本編、資料編に浄化槽の躯体は30年~50年、機械7年~15年と明記されている。)

全体総括

【経営の健全性・効率性について】
本事業において、特に改善が必要と考えられるのは、収益的収支比率及び経費回収率である。この結果には、本事業に係る費用が使用料収入以外に賄われていることが顕著に表れている。

下水道事業については、住民の生活環境の向上及び公共水域の水質保全に資することを目的としており生活に必要な状況に見合った使用料への見直しについても検討をしていく必要がある。

【老朽化の状況】
近年は、修繕件数が増加傾向にあり、耐用年数の近づき今後はさらに収益を圧迫することが予想されることから、施設更新の計画的実施(平準化)や民間業者のノウハウや経験を活かし、定期的な維持管理を行い、経営改善に努める。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

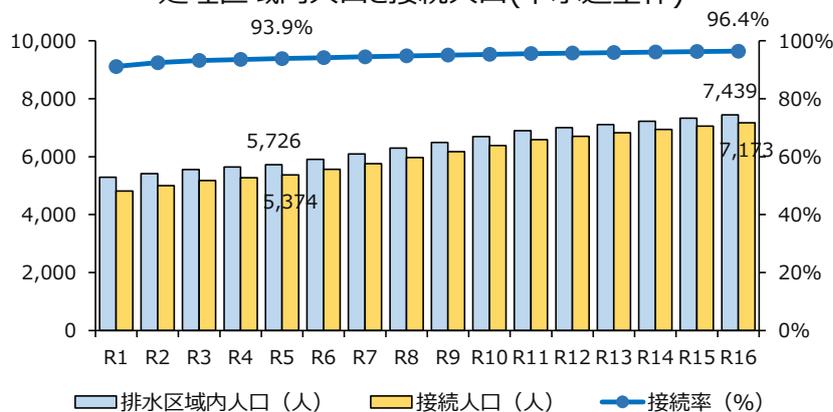
①処理区域内（排水区域）の人口推計

- 処理区域の人口は、小規模下水（農業集落排水、漁業集落排水、個別排水）、特定地域生活排水処理（浄化槽）、それぞれ過年度実績を基に、行政区域内人口及び人口減少率（国立社会保障・人口問題研究所 令和5年12月推計）、浄化槽設置計画基数を勘案して推計し、下水道全体で合算しました。

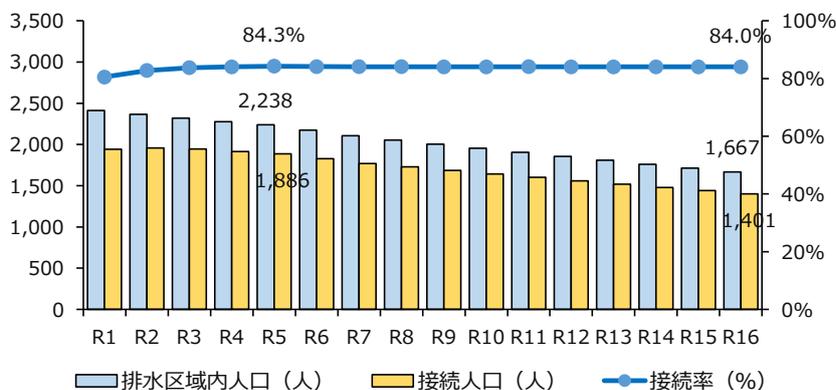
②接続人口の推計

- 接続人口の推計は、同様に過年度実績を基に、接続人口の減少率及び浄化槽設置計画基数を勘案して推計し、下水道全体で合算しました。

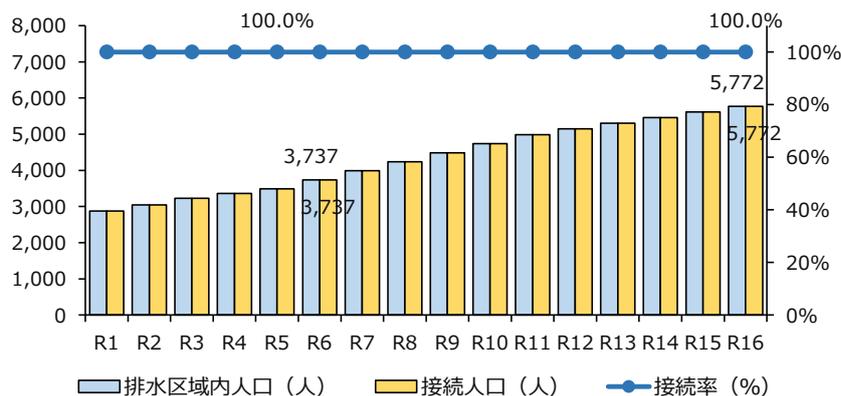
処理区域内人口と接続人口(下水道全体)



処理区域内人口と接続人口(小規模下水)



処理区域内人口と接続人口(浄化槽)



(2) 有収水量の予測

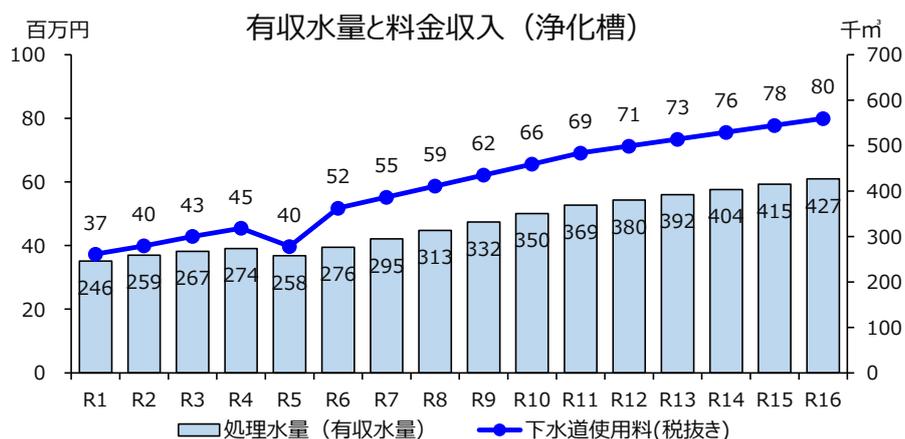
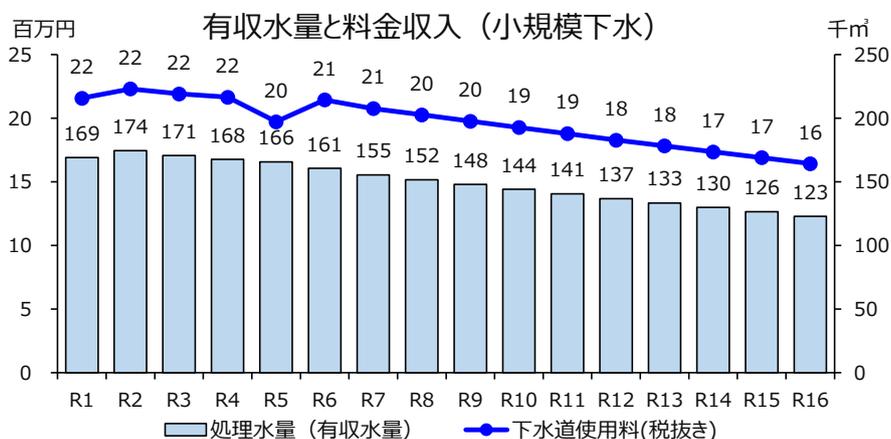
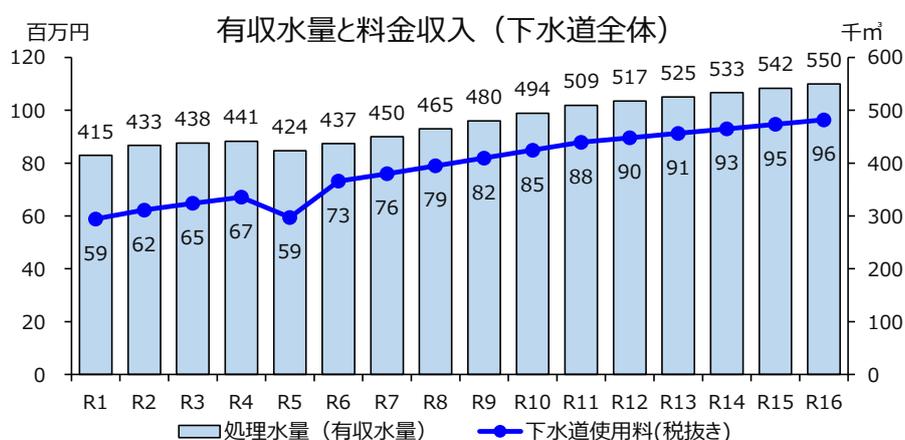
- 小規模下水（農業集落排水、漁業集落排水、個別排水）、特定地域生活排水処理（浄化槽）における水洗化人口一人当たりの有収水量（令和5年度実績）に水洗化人口（接続人口）を乗じてそれぞれ推計し、下水道全体で合算しました。

- 数式：有収水量 = 水洗化人口1人当たり有収水量 × 水洗化人口（接続人口）

(3) 使用料収入の見通し

- 小規模下水（農業集落排水、漁業集落排水、個別排水）、特定地域生活排水処理（浄化槽）における有収水量1m³当たりの使用料（令和6年度予算）に有収水量を乗じてそれぞれ推計し、下水道全体で合算しました。

- 数式：使用料 = 有収水量1m³当たり使用料 × 有収水量



(4) 施設の見直し

小規模下水は、供用開始から 29 年以上経過している施設もあり、特に機械・電気設備については老朽化による機能低下等、施設の運営管理に懸念があります。

このためライフサイクルコストの低減や今後の維持管理にかかる経費の平準化を目的として、施設の機能診断及び最適整備構想と機能保全計画を策定し、令和 7 年度には、漁業集落排水施設の処理場を一部統合し、処理場のダウンサイジングを図るなど計画的な維持管理・更新を実施予定です。

一方、浄化槽については、PFI 方式により町営浄化槽整備推進事業を開始してから 14 年目となっており、年々プロワ及び本体の部品等の軽微な修繕が増加傾向にあります。この修繕は、今後も増加すると見込まれ、浄化槽の躯体についても故障等による更新が発生することが予想されるため、将来を見据えた施設の長寿命化やライフサイクルコストの縮減を図る計画的な維持管理、単年度費用負担の増加を防ぐため施設更新の平準化等を検討します。

(5) 組織の見直し

令和 6 年度から小規模下水道管理事業と浄化槽整備推進事業について地方公営企業法を適用し、下水道事業として統合し、その管理を環境衛生課（環境衛生係）において管理しています。

なお、現在の人員構成（2 名）が本町の下水道事業を運営していく上での最低ラインと考えています。今後、事業の重要性や業務内容の変化など必要性に応じて、職員数を検討していきます。

3. 経営の基本方針

(1) 経営方針

本町の小規模下水道事業は、公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図ることを目的に実施していますが、人口減少及び少子高齢化の進行等により、下水道使用料収入の大幅な増加が見込めない中、平成 7 年度から整備した施設・設備の老朽化が進み、多額の改築更新費用が必要になるなど、今後の小規模下水道事業を取り巻く経営環境は大変厳しくなることが予想されます。

小規模下水道事業は、快適で衛生的な町民生活を送るために必要不可欠なものであり、今後も持続的に安定したサービスを提供する必要があることから、次の 2 点を基本方針として取組んでいきます。

○水洗化の普及促進

公共用水域の水質保全のため、水洗化の普及促進を図ります。

○収入の確保

収入確保のため、使用料の収納率を向上させるとともに、国庫補助金や企業債等の活用等、適切な財源確保に努めます。

また、本町では、生活排水の適正な処理を促進し、住民の生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に資することを目的に、平成 22 年 10 月から、町が主体となって浄化槽の設置と維持管理を行う愛南町営浄化槽整備推進事業を実施しています。

この事業は、県下初の PFI 方式による町営浄化槽整備推進事業であり、その経営の基本方針は、次のとおりです。

○本事業では、PFI 方式を導入し、事務の効率化と住民サービスの向上を図ります。

PFI 方式により、民間事業者の技術力、ノウハウ等を活用して、浄化槽の設置業務、維持管理業務（汚泥清掃・収集運搬業務を除く）及び使用料徴収業務を、効率的に実施します。

- 本事業を実施する財源には、国庫補助、県補助、町債等を活用し、PFI 方式による事業の効率化と併せて、財政的に持続可能な効果的な経営を目指します。
- 町に代わって本事業の業務を担う SPC（特別目的会社）には、地元企業を採用し、浄化槽の設置促進を図る営業的側面の強化を図るとともに、地域における経済活動にも寄与します。
これらのことを通じて、財政的に持続可能で、かつ豊かな自然環境と共生し快適に暮らせるまちづくりを推進していきます。

4. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）

別紙のとおり

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

目標	<ul style="list-style-type: none"> ・本町では、将来の事業環境を踏まえ、次のとおり目標値を設定しています。 ＜目標＞ 計画期間 令和 16 年度末における目標 ・水洗化率 96.0%以上を目指します。（令和 5 年度実績 93.9%） ※下水道事業全体 ＜投資の目標に関する考え方＞ ・処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標であり、水洗化率向上のための普及啓発を図ります。
----	--

上記目標の達成に対応するため、計画期間内において次の事業を予定しています。

【計画期間内の事業計画：管渠、処理場等の建設・更新に関する事項】

- ・ 農業集落排水事業 54 百万円（R7～16 年度）
管路整備事業、処理場整備事業
- ・ 漁業集落排水事業 334 百万円（R7～16 年度）
管路整備事業、処理場整備事業
- ・ 町営浄化槽整備事業 735 百万円（R7～16 年度）
浄化槽整備事業（本体整備、排管補助、撤去補助）

【投資の平準化に関する事項】

- ・ポンプ本体及び動力機器等について、計画的な整備を実施し、常に安定したサービスの提供と、費用の平準化を図ります。

【防災・安全対策に関する事項】

- ・本計画期間中における防災・安全対策について、収支計画に計上していませんが、災害が発生した場合は被災した施設の特定を行い、町民に周知するとともに、応急対策等を実施します。

【その他】

- ・ 該当なし

②収支計画のうち財源についての説明

目標	<p>・将来の事業環境を踏まえ、次のとおり目標値を設定しています。</p> <p><目標> 計画期間 令和 16 年度末における目標</p> <p>・経常収支比率 100%以上を目指します。(法適用)</p> <p>※参考 (法非適用の収益的収支比率実績)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">令和 5 年度実績 農業集落排水事業</td> <td style="text-align: right;">55%</td> <td>収益的収支比率)</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度実績 漁業集落排水事業</td> <td style="text-align: right;">66%</td> <td>収益的収支比率)</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度実績 個別排水事業</td> <td style="text-align: right;">34%</td> <td>収益的収支比率)</td> </tr> <tr> <td>令和 5 年度実績 特定地域生活排水処理事業</td> <td style="text-align: right;">76%</td> <td>収益的収支比率)</td> </tr> </table> <p><財源の目標に関する考え方></p> <p>・経常収支比率は、当該年度の経常収益で維持管理費等の経常費用をどの程度賄えているかを示す指標であり、健全経営を続けていくために単年度収支の黒字化を目指します。</p>	令和 5 年度実績 農業集落排水事業	55%	収益的収支比率)	令和 5 年度実績 漁業集落排水事業	66%	収益的収支比率)	令和 5 年度実績 個別排水事業	34%	収益的収支比率)	令和 5 年度実績 特定地域生活排水処理事業	76%	収益的収支比率)
令和 5 年度実績 農業集落排水事業	55%	収益的収支比率)											
令和 5 年度実績 漁業集落排水事業	66%	収益的収支比率)											
令和 5 年度実績 個別排水事業	34%	収益的収支比率)											
令和 5 年度実績 特定地域生活排水処理事業	76%	収益的収支比率)											

【使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項】

- 使用料については、平成 24 年度に改定を行って以来、現行の使用料で運営しており、収支計画においても現行の使用料により算定しています。今後の人口減少及び少子高齢化の進行等により、使用料収入の大幅な増加が見込めないことから、令和 5 年度に愛南町環境審議会において、下水道使用料の適正な料金水準について審議し、令和 6 年 3 月 27 日に答申されました。
- 本町の下水道料金体系は、小規模下水道(農業集落排水、漁業集落排水、個別排水)と浄化槽整備事業で異なります。具体的には小規模下水道 20 m²あたりの料金は 2,620 円、浄化槽(5 人槽)20 m²あたりの料金は 3,670 円で、浄化槽の料金が 1,050 円高額であり、この料金格差は公平性の観点から課題となっています。
- 答申では、現行の料金体系では将来の収支不足が予想され、経済や社会の変化、維持管理費用の上昇などにより、現行の料金設定では必要な資金調達は難しく、適切なサービスの維持が困難になるおそれが高まることから、将来的なサービスの持続可能性を確保するために料金体系の見直しが必要であるとされています。この答申を受け、料金体系の見直しを行い、令和 7 年度以降において料金改定を予定しています。
- 使用料の見直しについては、経営環境の様々な変化を踏まえ、今後の料金改定の必要性について継続的に検討を続け、財源の確保を図っていく考えとしています。

【企業債に関する事項】

- 建設改良費に対し、特定財源(国庫補助金等)を控除し算定しています。
- 企業債の発行条件は、償還 12 年、うち据置 2 年、元利均等方式、利率 0.8%で設定しました。

【繰入金に関する事項】

- 国が示している一般会計からの繰出しの基本的な考え方に沿って、繰入する試算としています。
- また、下水道施設の資本費及び維持管理に係る他会計出資金、他会計補助金として財政部局と協議の上、基準以外の繰入金も一般会計から繰入する試算としています。

【資産の有効活用に関する事項】：遊休資産が存在しないため、該当なし。

【その他】：該当なし。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>【民間の活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など）】</p> <ul style="list-style-type: none"> •業務の効率化や経費削減のため、小規模下水道施設の維持管理を民間に委託しており、現行の委託業務形態が当面継続することを前提に試算しています。 •町営浄化槽整備推進事業を PFI 方式で実施しており、今後継続します。 <p>【職員給与費に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> •令和 6 年度予算における「1 人当たりの年間給与費」に「職員数」と「平均物価上昇率(四国地方の過去 5 年間(平成 30 年度～令和 4 年度)の対前年度平均物価上昇率)」を乗じて試算しています。 <p>【動力費に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> •令和 6 年度当初予算における「動力費」に「平均物価上昇率(四国地方の過去 5 年間(平成 30 年度～令和 4 年度)の対前年度平均物価上昇率)」を乗じて試算しています。また、令和 7 年度に漁業集落排水施設の処理場を一部統合することによる経費削減効果を令和 8 年度から約 50 万円見込んで試算しています。 <p>【修繕費に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> •令和 6 年度当初予算における「修繕費」に「平均物価上昇率(四国地方の過去 5 年間(平成 30 年度～令和 4 年度)の対前年度平均物価上昇率)」を乗じて試算しています。 <p>【委託費に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> •令和 6 年度当初予算における「委託費」に「平均物価上昇率(四国地方の過去 5 年間(平成 30 年度～令和 4 年度)の対前年度平均物価上昇率)」を乗じて試算しています。また、令和 7 年度に漁業集落排水施設の処理場を一部統合することによる経費削減効果を令和 8 年度から約 150 万円見込んで試算しています。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> •令和 6 年度当初予算における「その他費用」に「平均物価上昇率(四国地方の過去 5 年間(平成 30 年度～令和 4 年度)の対前年度平均物価上昇率)」を乗じて試算しています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

①今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	愛媛県汚水処理事業広域化・共同化検討会を通じて、県及び県下の市町とともに、検討を進めます。
投資の平準化に関する事項	供用開始から 29 年以上経過した施設もあり、老朽化による施設の故障等が多くみられるため、計画的な整備を実施します。
民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI など）	町営浄化槽整備推進事業を PFI 方式で実施しており、今後も継続します。
その他の取組	施設の低コスト及び長寿命化を図り、計画的な維持管理に努めます。

②今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	経営環境の様々な変化を踏まえ、今後の料金改定の必要性についても継続的に検討を続け、財源の確保を図ります。
資産活用による収入増加の取組について	活用できる資産がないため、検討していません。

その他の取組	国の動向を注視し、国庫補助事業の活用を図るとともに、起債については、経営を圧迫することの無いよう、適切な資金調達に努めます。
--------	--

③投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）	町営浄化槽整備推進事業を PFI 方式で実施しており、今後も継続します。
職員給与費に関する事項	職員の給与水準は、地方公務員法の給与の決定原則に基づき、人事院勧告等国及び県の動向を踏まえるとともに、他地方公共団体との均衡を考慮し、条例で定め決定し、給与の適正化に努めていきます。
動力費に関する事項	処理施設等における電気代等の維持管理費は、汚水処理には欠かせませんが、機器の更新時等には動力費が削減できる機器を設置する等、コストの削減に努めます。
薬品費に関する事項	処理施設等における薬品等の維持管理費は、汚水処理には欠かせませんが、継続的にコストの削減に努めます。
修繕費に関する事項	施設の老朽化に伴い修繕費は年々増加傾向にあるため、計画的な修繕を行い、コストの削減に努めます。
委託費に関する事項	施設維持管理業務の民間業者への委託等により、経費の削減を図っていますが、他の委託業務についても、長期継続契約の実施等、コストの削減に努めます。
その他の取組	適正な維持管理等による経営の効率化を図り、健全な財政運営に努めます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	本計画は、3年から5年を目途に見直しを行うほか、事業を取り巻く状況の変化や、計画と実績の乖離が著しい場合等にも計画の見直しを行うこととします。
---------------------	---

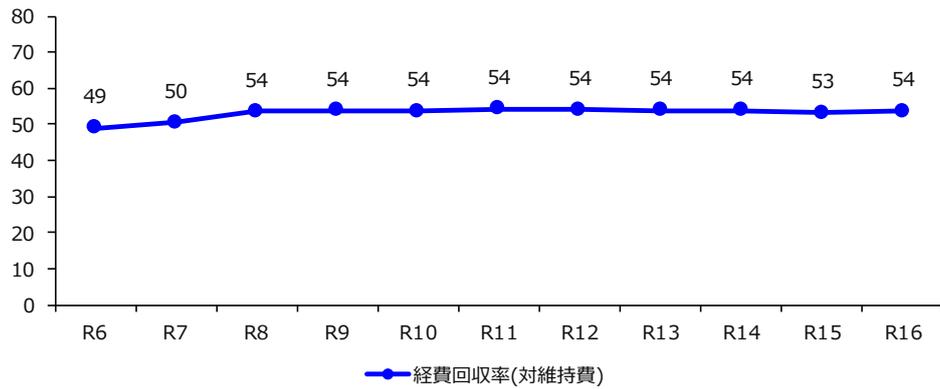
6. その他

①経費回収率向上に向けたロードマップ

経費回収率とは、汚水処理に係る費用がどの程度使用料収益で賄えているかを表した指標であり、経費回収率が100%を下回る場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入で賄われていることを意味します。

本町の下水道事業における令和6年度決算見込の経費回収率（使用料収入/汚水処理費：維持管理費）は49%を見込んでおり、今後の使用料収入の動向として、小規模下水道（農業集落排水、漁業集落排水、個別排水処理）においては、人口減少などにより緩やかな減収が見込まれますが、漁業集落排水施設の処理場を一部統合することによる維持管理費の削減に努めるとともに、特定地域生活排水処理（浄化槽整備事業）においては、毎年の浄化槽の設置により増収する見込みであり、計画期間末の令和16年度までに54%を目指します。なお、本経営戦略の計画期間内に下水道の料金改定についても検討し、さらなる経費回収率の向上を目指します。

経費回収率%



7. 経営戦略ひな形様式

「経営戦略策定・改定マニュアル(令和4年1月改定 総務省)」に示された「経営戦略ひな形様式(別紙)」を次のとおり添付します。

別紙 様式第2号(法適用企業・収益的収支) 投資・財政計画(収支計画)

別紙 様式第2号(法適用企業・資本的収支) 投資・財政計画(収支計画)

別紙 原価計算表

投資・財政計画（収支計画）

下水道事業全体		R5	R6											
区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	-	73,208	76,002	78,972	81,932	84,916	87,899	89,566	91,270	92,976	94,680	96,387	
	(1) 料金収入	-	73,196	75,990	78,960	81,920	84,904	87,887	89,554	91,258	92,964	94,668	96,375	
	(2) 受託工事収益 (B)	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(3) その他	-	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
	2. 営業外収益	-	191,053	198,993	196,493	199,133	202,943	202,303	201,643	203,403	204,873	209,173	209,363	
	(1) 補助金	-	119,400	123,600	119,600	121,100	125,400	123,600	124,400	125,600	126,600	135,100	131,700	
	他会計補助金	-	119,400	123,600	119,600	121,100	125,400	123,600	124,400	125,600	126,600	135,100	131,700	
	その他補助金	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2) 長期前受金戻入	-	71,650	75,390	76,890	78,030	77,540	78,700	77,240	77,800	78,270	74,070	77,660	
	(3) その他	-	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
	収入計 (C)	-	264,261	274,995	275,465	281,065	287,859	290,202	291,209	294,673	297,849	303,853	305,750	
	収 益 的 支 出	1. 営業費用	-	249,836	259,044	259,906	266,147	273,648	276,351	277,779	281,709	285,200	291,380	293,038
		(1) 職員給与費	-	18,119	18,300	18,483	18,668	18,295	18,478	18,662	18,850	18,473	18,656	18,844
基本給		-	8,978	9,068	9,158	9,250	9,065	9,156	9,247	9,340	9,153	9,244	9,337	
退職給付費		-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他		-	9,141	9,232	9,325	9,418	9,230	9,322	9,415	9,510	9,320	9,412	9,507	
(2) 経費		-	71,679	74,340	75,187	77,837	80,491	83,149	85,810	87,609	89,411	91,217	93,027	
動力費		-	13,695	13,832	13,515	13,650	13,787	13,925	14,064	14,205	14,347	14,490	14,635	
修繕費		-	4,003	4,043	4,083	4,124	4,166	4,207	4,249	4,292	4,335	4,378	4,422	
材料費		-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他		-	53,981	56,466	57,588	60,062	62,539	65,017	67,497	69,112	70,730	72,349	73,970	
(3) 減価償却費		-	106,924	112,879	116,844	118,389	120,092	119,314	117,240	117,830	118,494	119,347	119,283	
(4) その他営業費用		-	53,114	53,525	49,392	51,253	54,770	55,410	56,067	57,420	58,822	62,160	61,883	
2. 営業外費用		-	12,195	11,888	11,479	10,868	10,146	9,780	9,365	8,861	8,614	8,425	8,645	
(1) 支払利息	-	8,363	7,415	6,993	6,193	5,279	4,722	3,985	3,325	2,933	2,591	2,656		
(2) その他	-	3,832	4,473	4,486	4,675	4,867	5,058	5,380	5,536	5,681	5,834	5,989		
支出計 (D)	-	262,031	270,932	271,385	277,015	283,794	286,131	287,144	290,570	293,814	299,805	301,683		
経常損益 (C)-(D) (E)	-	2,230	4,062	4,081	4,050	4,065	4,072	4,065	4,103	4,036	4,048	4,067		
特別利益 (F)	-	4,701	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
特別損失 (G)	-	2,559	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11		
特別損益 (F)-(G) (H)	-	2,142	△ 10	△ 10	△ 10	△ 10	△ 10	△ 10	△ 10	△ 10	△ 10	△ 10		
当年度純利益（又は純損失）(E)+(H)	-	4,372	4,052	4,071	4,040	4,055	4,062	4,055	4,093	4,026	4,038	4,057		
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	-	0	4,372	8,424	12,495	16,535	20,590	24,651	28,706	32,799	36,825	40,863		
流動資産 (J)	-	64,653	104,517	146,077	132,757	128,621	122,917	122,221	131,933	143,246	166,114	179,732		
うち未収金	-	15,828	16,430	17,070	17,710	18,360	19,000	19,370	19,730	20,100	20,470	20,840		
流動負債 (K)	-	109,031	114,892	119,687	113,831	106,201	97,897	76,821	73,068	69,608	68,977	70,479		
うち建設改良費分	-	97,691	103,150	107,680	101,420	93,479	84,771	63,291	59,263	55,612	54,707	55,935		
うち一時借入金	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
うち未払金	-	9,932	10,320	10,570	10,960	11,300	11,690	12,080	12,340	12,560	12,820	13,080		
累積欠損金比率 (I) ÷ {(A)-(B)} × 100	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
営業収益 - 受託工事収益 (A)-(B) (M)	-	73,208	76,002	78,972	81,932	84,916	87,899	89,566	91,270	92,976	94,680	96,387		
地方財政法による資金不足の比率 (L) ÷ (M) × 100	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健全化法第22条により算定した資金不足比率 (N) ÷ (P) × 100	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

投資・財政計画 (収支計画)

下水道事業全体		R5	R6	(単位:千円)									
年度		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16
資本的 収入	1. 企業債	-	102,800	96,800	52,400	42,400	75,400	35,600	21,600	19,800	18,800	67,000	22,400
	うち資本費平準化債	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	-	99,100	97,600	103,100	53,800	50,700	46,700	42,300	31,600	29,600	27,800	27,300
	3. 他会計補助金	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計負担金	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計借入金	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金	-	173,081	164,081	53,081	53,081	53,081	53,081	33,101	33,101	33,101	33,101	33,101
	7. 固定資産売却代金	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工事負担金	-	6,870	6,870	6,870	6,870	6,870	6,870	4,268	4,268	4,268	4,268	4,268
	9. その他	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	-	381,851	365,351	215,451	156,151	186,051	142,251	101,269	88,769	85,769	132,169	87,069
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	純計 (A)-(B) (C)	-	381,851	365,351	215,451	156,151	186,051	142,251	101,269	88,769	85,769	132,169	87,069
資本的 支出	1. 建設改良費	-	294,322	279,588	120,506	111,227	143,323	103,485	64,051	62,411	61,924	109,838	67,400
	うち職員給与費	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 企業債償還金	-	99,160	97,691	103,150	107,680	101,420	93,479	84,771	63,291	59,263	55,612	54,707
	3. 他会計長期借入返還金	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. その他	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計 (D)	-	393,482	377,279	223,656	218,907	244,743	196,964	148,822	125,702	121,187	165,450	122,107
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		-	11,631	11,928	8,205	62,756	58,692	54,713	47,553	36,933	35,418	33,281	35,038
補填財源	1. 損益勘定留保資金	-	1,234	2,052	2,700	58,095	51,113	50,756	45,128	34,657	33,186	26,693	32,308
	2. 利益剰余金処分量	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. その他	-	10,397	9,876	5,505	4,661	7,579	3,957	2,425	2,276	2,232	6,588	2,730
	計 (F)	-	11,631	11,928	8,205	62,756	58,692	54,713	47,553	36,933	35,418	33,281	35,038
補填財源不足額 (E)-(F)		-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高 (G)		-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業債残高 (G)		-	686,771	685,880	635,130	569,850	543,830	485,951	422,780	379,289	338,826	350,214	317,907

○他会計繰入金

年度		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16
収益的 収入	支分	-	119,400	123,600	119,600	121,100	125,400	123,600	124,400	125,600	126,600	135,100	131,700
	うち基準内繰入金	-	119,400	123,600	119,600	121,100	125,400	123,600	124,400	125,600	126,600	135,100	131,700
	うち基準外繰入金	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的 収入	支分	-	99,100	97,600	103,100	53,800	50,700	46,700	42,300	31,600	29,600	27,800	27,300
	うち基準内繰入金	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	-	99,100	97,600	103,100	53,800	50,700	46,700	42,300	31,600	29,600	27,800	27,300
合計		-	218,500	221,200	222,700	174,900	176,100	170,300	166,700	157,200	156,200	162,900	159,000

原価計算表

供用開始年月日 平成 7 年 4 月 1 日
 処理区域内人口 5,910人
 計算期間 自：令和 7 年 4 月
 至：令和 17 年 3 月
 (10年間)

収入の部

項 目	金額 (千円)			
	最近 1 箇年間の実績 (R6年度決算見込)	投資・財政計画 計上額 (A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)
使 用 料 (X)	73,196	87,448		87,448
受 託 工 事 収 益	0	0		0
そ の 他	191,065	202,844		202,844
合 計	264,261	290,292	0	290,292

支出の部

項 目	金額 (千円)							
	最近 1 箇年間の実績 (R6年度決算見込)	投資・財政計画 計上額 (A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)				
管 渠 ・ 処 理 場 費	動 力 費	13,695	14,045	0	14,045			
	修 繕 費	4,003	4,230	0	4,230			
	材 料 費	0	0	0	0			
	薬 品 費	85	90	0	90			
	委 託 料	53,169	64,675	0	64,675			
	そ の 他	727	768	0	768			
小 計	71,679	83,808	0	83,808				
一 般 管 理 費	人 給 料	8,978	9,202	0	9,202			
	件 諸 手 当	5,020	5,145	0	5,145			
	費 福 利 費	4,121	4,224	0	4,224			
	流域下水道管理運営費負担金	0	0	0	0			
	委 託 料	0	0	0	0			
	そ の 他	53,114	56,070	0	56,070			
小 計	71,233	74,641	0	74,641				
資 本 費	支 払 利 息	8,363	4,609	2,305	2,305			
	減 価 償 却 費	106,924	117,971	0	117,971			
	そ の 他 経 費	3,832	5,198	0	5,198			
小 計	119,119	127,778	2,305	125,474				
合 計 (Y)	262,031	286,227	2,305	283,923				
	料金算定期間(開始) 償却資産(期首残高)	1,330,079	料金算定期間(終了) 償却資産(期末残高)	284,006	料金算定期間 償却資産(平均残高)	807,043	資産維持費率※ (標準値)	3%
資 産 維 持 費 (Z)	※資産維持費 = 料金算定期間の平均償却資産残高 × 資産維持費率						24,211	
料 金 対 象 経 費 (Y) + (Z)	(営業及び営業外費用)+(資産維持費)						308,134	

料金収入 / (料金対象経費 + 資産維持費) : (X) / (Y) + (Z) * 100 = **28%**

<料金水準についての説明>

本町の下水道料金体系は、小規模下水道(農業集落排水、漁業集落排水、個別排水)と浄化槽整備事業で異なっている。具体的には小規模下水道20mあたりの料金は2,620円、浄化槽(5人槽)20mあたりの料金は3,670円で、浄化槽の料金が1,050円高額であり、この料金格差は公平性の観点から課題となっている。このため、愛南町環境審議会において、下水道使用料の適正な料金水準について審議し、令和6年3月27日に答申されたものである。答申では、現行の料金体系では将来の収支不足が予想され、経済や社会の変化、維持管理費用の上昇などにより、現行の料金設定では必要な資金調達は難しく、適切なサービスの維持が困難になるおそれが高い。したがって、将来的なサービスの持続可能性を確保するために料金体系の見直しが必要であるとされている。この答申を受け、料金体系の見直しを行い、令和7年度以降において料金改定を予定している。